

延岡市

～医療的ケアを必要とする方とご家族のみなさまへ～

医療的ケア児支援に関する相談先のご案内



医療的ケア児とは？

医療的ケア児とは、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことをいいます。

医療的ケア・・・

気管切開の管理、鼻咽頭エアウェイの管理、酸素療法、ネブライザーの管理、経管栄養、中心静脈カテーテルの管理、皮下注射、血糖測定、継続的な透析、導尿 等

医療的ケア児支援についてお困りごとはありませんか？

医療的ケア児支援についてお困りごとがありましたら、延岡市基幹相談支援センターや宮崎県医療的ケア児支援センターにご相談ください。

医療的ケア児等コーディネーターや福祉の専門職などが相談に応じます。

例えば・・・

- NICU（新生児集中治療室）、GCU（新生児回復室）退院時の相談
- 障害福祉サービス・福祉用具等の相談、相談支援事業所への移行調整 等

延岡市基幹相談支援センター連絡先

事業所名	住所	電話番号
延岡市北部地域基幹相談支援センター	延岡市大武町4615番地2	(0982) 20-2710
延岡市西部地域基幹相談支援センター	延岡市大貫町4丁目1603番地2	(0982) 20-0717
延岡市南部地域基幹相談支援センター	延岡市愛宕町2丁目4番地1	(0982) 29-2720

宮崎県医療的ケア児支援センター連絡先

どこに相談すれば良いか分からない状況にある医療的ケア児のご家族からの相談をワンストップで受け止め、市町村、医療機関、事業所等の関係機関と連携して対応しています。

場 所	県立こども療育センター内（宮崎市清武町木原4257-8）
開設時間	月～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後4時
相談方法	電話：（0985）85-6526 メール：ikeaji-sc@pref.miyazaki.lg.jp 来所：事前に電話やメールで要予約

延岡市

～医療的ケアを必要とする方とご家族のみなさまへ～

サービスのご案内

サービスを利用するには、事前に申請が必要です
障がい福祉課自立支援係（0982-20-7252）までお問い合わせください

1.日中一時支援事業

- 日中に監護者（子どもと一緒に生活し、日常的に養育・監督・教育を行う者）がいない場合や、介護者の一時的な休息を目的として障がい児、障がい者を日中に一時的に預かります。

2.医療的ケア児、医療的ケア者の短期入所（ショートステイ）

- 在宅の医療的ケア児、医療的ケア者のご家族が、休息や地域行事への参加、冠婚葬祭等で介護できない場合に「生活の場」を提供する障害福祉サービスです。
- 利用日数については、各事業所に確認をお願いします。

3.教育・保育施設等における医療的ケア児緊急支援事業

- 看護職員が配置されていない教育・保育施設等（保育所・認定こども園、幼稚園等）または、児童発達支援を利用する未就学の医療的ケア児が、緊急的に医療的ケアが必要になったために訪問看護を利用する場合の費用の一部を補助します。

4.医療的ケア児在宅レスパイト事業

- 在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療保険の適用を超える自宅利用医療保険の適用外となる自宅以外での訪問看護を提供します。
（例）きょうだい児の行事で家族不在時の看護 病院受診時の付き添い など

医療的ケアを必要とする方とご家族のみなさまを対象にした支援事業、相談先を「延岡市公式ホームページ」で紹介しています。
随時、内容を更新していますので、最新情報をご確認ください。



- 延岡市公式ホームページURL
<https://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/soshiki/31/45478.html>
- 二次元コード
右の二次元コードを読み込み閲覧できます。

最新情報掲載中
(延岡市公式HP)

<お問合せ先>

延岡市健康福祉部 障がい福祉課 自立支援係

〒882-8686 延岡市東本小路2番地1

電話（0982）20-7252／FAX（0982）21-0203

E-mail：syougai@city.nobeoka.miyazaki.jp

＊お気軽にお問い合わせください＊